明推協だより 2015. 3

発行：菰野町明るい選挙推進協議会　〒510-1292　菰野町大字潤田 1250 番地　　☎391－1101（直通）

平成 27 年４月 12 日（日）、第 18 回統一地方選挙が執行されます。

「投票する」という権利を有効に活用し、貴重な１票を投じてください。

投票は　地方を変える　絶好機

※　２つの選挙の告示日（立候補届出日）が異なるため、投票できる期間も異なります。

選挙名	日時	期日前投票、不在者投票の開始日
三重県知事選挙	平成 27 年３月 26 日（木）	平成 27 年３月 27 日（金）から
三重県議会議員選挙	平成 27 年４月　３日（金）	平成 27 年４月　４日（土）から

※　３月 27 日（金）から４月３日（金）までは、「三重県知事選挙」のみの投票となります。

三重県議会議員選挙の期日前投票は、４月４日（土）以降でなければ、受付することができません。

※　入場券の発送は、４月３日（金）を予定しています。

入場券が届いていない場合（入場券が無い場合）でも、投票所で氏名等の確認ができれば、投票することはできます。（特別ご持参いただくものはありません。）

ルールを守って明るい選挙!!
守りましょう「３ない運動」!!

一.　政治家は有権者に寄付を　贈らない！

一.　有権者は政治家に寄付を　求めない！

一.　政治家から有権者への寄付は　受け取らない！

選挙違反は「犯罪」です。
候補者だけでなく有権者も対象になります。

政治資金規正法では、政治家個人への献金が禁止され、政治家個人の政治団体への献金も大幅に制限されています。公職選挙法では、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にあるもの）が選挙区内の人に寄付を行うことを禁止しています。寄付行為に関しては、**「３ない運動」**という言葉があり、**「贈らない」「求めない」「受け取らない」**を指しています。日常、贈り物のやりとりの機会は多いですが、「こんなことぐらい」と思わずに「３ない」を守るように意識を変える必要があります。

有権者は、SNSなどを利用した選挙運動を行うことができます。

有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、LINE 等の SNS、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール（SMTP 方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能です。

※注
- 選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
- 選挙運動は、告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- 未成年者等は選挙運動をすることができません。

菰野町明るい選挙推進協議会では、啓発活動を実施しています。

菰野町明るい選挙推進協議会では、選挙が執行される前に、町内商業施設などをお借りして啓発活動を行っています。

一人でも多くの方に、投票所へ足を運んでいただけるよう、今回も啓発活動を計画しています。

みなさん!!
４月１２日（日）の投票日には、投票所へいきましょう!!

菰野町明るい選挙推進協議会

菰　野地区：	山﨑　加津代	齋藤　英基	林　由縁
鵜川原地区：	杉野　直美	萩　正人	大橋　信行
竹　永地区：	寺田　忠	佐藤　久子	南川　祐作
朝　上地区：	宇佐美　悦子	三崎　大吾郎	小林　浩治
千　種地区：	早野　憲一郎	中川　美紀	伊藤　正次

選挙制度等に関する問い合わせ先
菰野町明るい選挙推進協議会事務局
☎　391－1101（直通）